

AMNESTY INTERNATIONAL
PRESS RELEASE

日本：即時抗告は、袴田さんへの「拷問」

検察は 3 月 31 日、袴田巖さん（78 歳）の再審開始決定に対して即時抗告を東京地裁に申し立てた。

袴田さんは、46 年間、執行が今日なのか明日なのかという死の恐怖にさらされてきた。検察の即時抗告は、この精神的拷問をさらに引き伸ばすだけである。

この申し立てを裁判所が審理するために、長ければ 2 年ほどかかる。

高齢の袴田さんにとって、さらに 2 年間も待たされることは、当然受けるべき再審を否定されたようなものである。袴田さんに時間が残されていないことを十分考慮した上での、策略であるとも思える。

本件に対する検察の信頼は、今回の地裁の決定でことごとく失墜した。その上、検察がなぜ即時抗告したのか、重大な疑問が残る。

背景

元プロボクサーの袴田さんは 1968 年、不公正な裁判の結果、務めていた会社の専務一家の殺害容疑で死刑判決を受けた。それ以来 46 年、世界で最も長いと言われる独房生活を、死刑確定者として強いられてきた。

静岡地裁は 3 月 27 日、再審決定を下し、即時釈放を命じた。

検察は、釈放に対する抗告をしたが退けられ、袴田さんは同日午後、東京拘置所から釈放された。釈放後、都内の病院で治療を受けている。